公益社団法人新宮町シルバー人材センター 安全就業委員会規程

（趣旨）

第１条　公益社団法人新宮町シルバー人材センターの会員の健康と就業上（就業先等との往復の途上を含む）の安全就業に関する事項を検討し、その対策を推進するため安全就業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第２条　委員会は、次の事項について対策を検討し推進する。

（１）安全就業対策推進計画及び就業途上事故防止計画等の策定に関すること

（２）会員が健康で安全に就業するための教育研修並びに現場巡視に関すること

（３）会員の就業上の事故分析と、これに伴う事故防止対策に関すること

（４）安全就業の普及啓発に関すること

（５）その他、会員の健康と安全に関する必要な事項

（委員会の構成）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

（１）理事のうちから２名

（２）会員のうちから４名

（３）事務局のうちから１名

２　委員は理事長が委嘱する。

３　委員会に委員長１名を置き、委員の中から互選する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

（会議）

第５条　委員会の開催は、委員長が必要と認める場合に開催する。

２　委員会の運営は、委員長が当たる。

（委員以外の参加）

第６条　委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の参加を求めることができる。

（報告）

第７条　委員長は、委員会の結果を理事長に報告するものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、理事長と協議のうえ委員長が定める。

附　則

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、公益法人設立の登記の日（平成26年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、平成29年５月10日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年８月10日から施行する。